

2010年(平成22年)10月19日 火曜日

Q 人件費を削減しなければ会社の存続が厳しい状態です。希望退職者を募るなどしましたが、希望者はいませんでした。最終的に整理解雇をしなければならないと考えていましたが、どのような点に気を付けなければいけませんか。

会社存続厳しく：整理解雇



A 整理解雇とは、会社が人員削減を目的に解雇することです。整理解雇が有効かどうかは①人員削減の必要があるか②整理解雇を経営危機下にあれ回避するための努力を尽くしたか③対象者の選定が公正か④必要な説明協議を行ったか―の4点を検討して判断されます。

①はこれまで「会社の存続が危険なほどに差し迫った必要がある」となるもので、会社が置かれた状況の中で、解雇を回避する最大限が取れる回避措置をとった上で選定の公平性および必要な説明を充足すれば整理解雇は可能です。ただし後々紛争にならないためにも、整理解雇について的解雇を排除するは弁護士に相談するこ

②は検討事項の中心に解雇することです。たが、最近は「客観的な措置をしたかどうかが判断されます。これ

③は△対象者の選定基準が設定されているか△設定された基準が合理的か△基準の適用が公平かーの3点で判断されます。これは恣意的な解雇を排除するためのものです。

④は会社が協議説明（弁護士 松田健太郎）

4点を検討、有効か判断

は整理解雇が雇用調整の最後の手段と考えられているからです。解雇を回避するための措置としては△新規採用の停止△役員報酬のカット△昇給停止△賞与の減額停止△時間外労働の削減△希望退職者の募集―などが考えられます。

ご質問のケースでは、会社の存続が厳しい状態ですから、会社が取り得る回避措置をとった上で選定の公平性および必要な説明を充足すれば整理解雇は可能です。ただし後々紛争にならないためにも、整理解雇について的解雇を排除するは弁護士に相談するこ